

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が軽減されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方が対象です。
※妊娠85日（4ヶ月）以降の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヶ月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）、以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産（予定）日	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方							
多胎の方							

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

(例) 令和5年11月に産前（単胎の方）した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。
令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

※別世帯の方が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。

- ② 届出書

- ③ 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要な場合があります。

届出・お問い合わせ先

桜井市役所 保険医療課 保険年金・徴収係 ③窓口 TEL 0744-42-9111 内線2764・2765